

広報紙

水

レ

Water Letter

タ

ー

令和2年4月

vol.81

## 漏水にご注意を!

水道料金が急に高くなったとき、家の周りでいつも湿っている所がある場合は、漏水の可能性がります。漏水は、ご自身で簡単に確認することができます。

### 【漏水の確認方法】

- ①家の蛇口を全て閉め、水が出ていない状態にする。
- ②水道メーターのパイロットの動きをじっと見る。

パイロットが回ってれば、漏水の疑いがあります。

※トイレの使用直後や温水器を設置している場合は、補水のため回転していることがありますのでご注意ください。



パイロットマーク

### パイロットマークが回っていたら…

水道企業団の指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。(調査・修理等は有料になります。)

マンション、アパートにお住まいの方は、まず建物の管理会社等にご連絡ください。

指定給水装置工事事業者については、企業団ホームページまたは施設課(571-7003)にお問い合わせください。また、メーターの上流側(道路側)で修理を行う場合は、費用が免除されることがありますので、事前に施設課までご連絡ください。

### トイレの漏水にも 気をつけよう!

トイレの漏水を放置すると、水道料金が思わぬ高額になることがあります。早急に修理をお願いします。

#### こんな時は要注意!

- ・水がきちんと止まらない
- ・「チョロチョロ」と音がする



## 水道料金の減免について

お客さまの敷地内の水道設備(給水装置)はお客さまの所有物ですので、自己の責任において管理していただくことになっています。そのため、漏水が発生した場合の修理費、漏水に対する水道料金等は、基本的にお客さまの負担となります。ただし、修理箇所や原因等一定の条件を満たせば、お客さまの申請により、水道料金等の一部を減額できる制度があります。詳しくは、企業団ホームページまたは料金課(571-7002)までご連絡ください。

問い合わせ先

(漏水について) 施設課 TEL 571-7003 / FAX 574-4988

(料金の減免について) 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

# 令和2年度 予算のお知らせ

水道事業会計には、収益的収支予算と資本的収支予算の2つがあり、どちらも税込み表示としていますが、収益的収支における純利益には消費税及び地方消費税は含みません。また、( )内の数値は前年度対比での増減率を表しています。

## 収益的収支

水道水をつくり、家庭に届けるために必要な経費とその財源です。

その他収入 1億3,144万円(1%減)	純利益 2億1,367万円
長期前受金戻入(※) 2億9,730万円(4%減)	減価償却費 10億3,455万円(2%減)
加入負担金 1億4,369万円(1%減)	資産減耗費 1,871万円(11%増)
(※)「長期前受金戻入」とは、固定資産の取得に当たり財源となった国庫補助金等のうち、当該年度の減価償却費に対応する額を収益化するもので、現金収入を伴わないため、補てん財源としては使えません。	その他費用 5億4,810万円(16%増)
水道料金 25億1,420万円(1%増)	支払利息 1億385万円(9%減)
	給・配水費 1億3,543万円(38%増)
	受水費 5億3,910万円(28%減)
	浄水費 3億9,359万円(4%減)
<b>収益的収入</b> 30億8,663万円(1%増)	<b>収益的支出</b> 27億7,333万円(5%減)

## 資本的収支

水道施設の新設、改良をするために必要な経費とその財源です。

留保資金等補てん財源	収益的収支の支出の中には、減価償却費のように現金支出を伴わないものがあり、これらは企業団内部に留保されます。資本的収支の不足額は、このような留保資金等で補てんされます。
収支不足額 13億5,192万円(5%増)	その他事業費 8,233万円(9%増)
出資金 4,072万円(2%増)	企業債償還元金 5億333万円(6%増)
工事負担金 195万円(75%減)	庁舎及び関連施設整備費 4,453万円
企業債 3億円(40%減)	配水施設整備費 3億2,096万円(20%増)
資本的収入 3億4,267万円(38%減)	水源・浄水場施設整備費 7億4,344万円(27%減)
<b>資本的収入</b> 3億4,267万円(38%減)	<b>資本的支出</b> 16億9,459万円(8%減)

令和2年度は、恒久水源の確保に伴い、受水費や水源・浄水場施設整備費が減少するため、収益的支出は前年度比5%減、資本的支出は前年度比8%減となっています。

しかし、今後は恒久水源の維持管理費用が新たに発生するとともに、引き続き老朽管更新等の課題に取り組む必要があるため、より一層の経費節減等を行いながら、可能な限り水道料金に影響を与えないよう努めてまいります。

## 令和2年度の主な事業

- ・恒久水源確保に係る取水施設等整備事業
- ・配水施設整備事業(老朽管更新等)
- ・庁舎及び関連設備整備事業



## 水道使用の開始・中止・ 休止等は、届け出が必要です

転入等で新たに水道を使用されるときは、水道使用開始届(ハガキ)による申込みが必要です。水道使用開始届に必要な事項をご記入のうえ、郵送をお願いします。

また、転出等に伴う使用中止、休止については、料金課(571-7002)までご連絡ください。

なお、使用開始、使用中止のお手続きは、企業団ホームページで行うこともできます。

## 検針等受託業者

水道メーターの検針及び検針後の点検業務は、水道企業団と契約している受託事業者が実施します。

### 令和2~4年度の受託事業者

マイタウンサービス株式会社  
(福岡市南区玉川町9-12)

検針及び検針後の点検の際は、受託事業者がお客さまの敷地内に立ち入りますので、ご了承ください。ご不審に思われた際は、受託者証の提示をお求めください。

検針業務・検針後の点検業務にご理解とご協力をお願いします。



こちらの制服で  
お伺いします。

## 水道メーターの検針

水道メーターの検針は、お客様のお宅に設置している水道メーターの指針を確認し、水道料金の算定をする大切な業務です。2か月に1度、21日から月末の期間に検針員がお伺いします。検針を正確に行うために、お客様のご協力をお願いします。

- メーターボックスの上に車や物を置かないでください。



- 犬は放し飼いにせず、出入口やメーターから離れた場所につないでおいてください。



- メーターボックスの中は、きれいにさせていただくようご協力ください。



問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988

## 水質検査計画

皆様に安全で良質な飲料水を安心してご利用いただくために、令和2年度水質検査計画を策定しました。水質検査計画は、採水の場所や水質検査の項目、回数とその根拠を明記しており、年度ごとに策定しています。企業団では、浄水場から出る水道水が水道法に規定される51項目の水質基準に適合していることを確認し、残留塩素等については更に厳しい「独自水質管理目標項目」を設定し、水道水の水質管理を行っています。なお、水質検査計画と水質検査結果は、浄水課(東隈浄水場内)窓口とホームページで公表しています。



問い合わせ先 浄水課 TEL 408-4649 / FAX 408-4651

## 議決結果

2月13日、14日に行われた令和2年第1回議会定例会の議決結果は、次のとおりです。  
議事録は、準備ができ次第、企業団ホームページに掲載します。

件名	議決結果	—
水道事業の設置に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
職員の育児休業等に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正	原案可決	全員賛成
令和元年度 水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
令和2年度 水道事業会計当初予算	原案可決	全員賛成

次の議会定例会は、10月22、23日に開催予定です。

問い合わせ先 総務課 TEL 571-7001 / FAX 574-4960

## 水源確保施設整備工事の進捗状況

各水源における工事の進捗状況は、次のとおりです。

新幹線トンネル湧水	市ノ瀬	工事は全て完了し、平成30年4月から取水を開始しています。
	上梶原	令和2年度も引き続き那珂川市東隈地内で取水場の建設を行いますが、取水は4月から開始することができます。
ため池余剰水	白水大池	令和2年3月で取水に必要な工事は完了し、4月から取水することができます。
普通河川	猿山川 西畑川	

水源周辺では、安定した取水を行うために新たな整備工事が必要となる場合もあります。  
住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 建設課 TEL 571-8400 / FAX 574-4960

## 検針日等のお知らせ

期	メーター検針	口座振替	納付書納期限	検針地区	
奇数月検針地区	6期(2・3月)	3月21日(土)~月末	4月30日(木)	5月7日(木)	春日市区域のうち桜ヶ丘、日の出町、須玖北、須玖南、岡本、弥生、小倉、小倉東、原町、春日、大谷、伯玄町、若葉台西、若葉台東、ちくし台、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東、昇町、大和町、宝町、光町、千歳町、春日原東町、春日原南町、春日原北町、春日公園、惣利、平田台
	1期(4・5月)	5月21日(木)~月末	6月30日(火)	7月3日(金)	
	2期(6・7月)	7月21日(火)~月末	8月31日(月)	9月3日(木)	
偶数月検針地区	1期(3・4月)	4月21日(火)~月末	6月1日(月)	6月3日(水)	春日市区域のうち塚原台、下白水、星見ヶ丘、下白水南、下白水北、大土居、松ヶ丘、上白水、白水池、一の谷、泉、白水ヶ丘、天神山
	2期(5・6月)	6月21日(日)~月末	7月31日(金)	8月3日(月)	
	3期(7・8月)	8月21日(金)~月末	9月30日(水)	10月5日(月)	

※メーター検針は、土、日、祝日も行っています。

なお、天候等により、検針日が多少前後することがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先 料金課 TEL 571-7002 / FAX 574-4988  
または 那珂川出張所 TEL 953-2211 / FAX 555-2134